

# 日常点検表使用上の注意

本様式は、自動車の使用者に義務付けられている道路運送車両法第47条の2に基づく自動車点検基準第1条並びに別表第1に規定されている日常点検基準を基に効率的かつ確実に点検を実施できるとともにその効果があがるよう、車両の使用状態等を加味し、わかりやすく使いやすく作成したものです。

## 1. 点検要領

- 点検は1日1回その運行の開始前に必ず行うこと。
- 点検に先立ち、前日の運行間に異状があったか又は修理があったかどうかの処置の確認すること。
- 点検は下図の点検順序(矢じるし)に従い日常点検表(白色紙)を用いて行うこと。
- 点検の結果、良はレ印否は×印を確実に記入すること。
- 点検終了後は、整備管理者(又は代務者)に点検結果を報告し運行の可否決定を受けその結果を運行管理者に報告すること。

## 2. 異常時の処置と記録

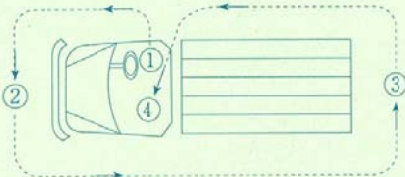
- 点検時あるいは運転中において異状箇所を発見した場合は直ちに整備管理者(又は代務者)に報告し、修理を必ず受けること。修理完了後その箇所及び処置を記録表(黄色紙)に記載すること。
- 前日の異状箇所の処理については点検時に必ず確認し、異状箇所のなかった場合もその旨をチェックすること。
- 運行中に異状が発生した場合は直ちに運行を中止し、整備管理者等に連絡するとともにその指示に従うこと。(故障車両は絶対に運行しないこと。)

## 3. 乗務の引継ぎ

乗務を引継ぐときは、車両の状態について交替する運転者に通告するとともに、乗務するときには当該車両のかじ取り、制動装置その他重要な部分の機能について点検すること。

### 日常点検の順序

点検をすべき箇所を効果的かつ確実に実施するため下図の点検順序により、日常点検表を用いその点検基準に従って点検を実施し、定められた記号により点検結果を記入しなければなりません。



◎印の点検箇所はエア・ブレーキが装着されている場合に点検して下さい。

- トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンパのロッドのストロークと、ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間について、次の点検をします。
- ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあっては、規定の空気圧の状態、ブレーキ・ペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検します。
- フル・エア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、ブレーキ・チャンパのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。

### 日常点検結果の報告(確認)

点検終了後は、整備管理者又は代務者に点検結果を報告し、確認を受けなければなりません。

尚、代務者が点検結果を確認した場合、あとで管理者が確認することが義務づけら

# 日常点検表(1ヵ月用)

登録番号  
又は車番

号 平成 年 月 点検良レ 要整備×

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
点検内容	天候															
点検実施者(運転者)	印															
整備管理者(又は代務者)	印															
運行管理者(又は代務者)	印															
準備	◎印の点検箇所はエア・ブレーキが装着されている場合に点検して下さい。 ◎トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンパのロッドのストロークと、ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間について、次の点検をします。 ●ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあっては、規定の空気圧の状態、ブレーキ・ペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検します。 ●フル・エア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、ブレーキ・チャンパのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。															
運	◎空気圧計の空気圧の上り具合 ◎ブレーキ・バルブの排気音の正常 ◎ブレーキ・チャンパのロッドのストローク ◎ドラムとライニングのすき間															
転	※ウインド・ウォッシャーの液量・噴射状態 ※ワイパーの拭き取りの状態															
者	前照灯・車中灯・方向指示器・非常点滅表示灯・速度表示灯の点灯点滅具合・汚れ・損傷 レンズ・反射器の変色															
席	プレーキ・オイル(リザーバ・タンク)の液量・漏れ ※冷却水の量 ※ファン・ベルトの張り具合・損傷 ※潤滑装置(エンジン・オイルの量) ※バッテリーの液量															
①	タイヤの空気圧・異常摩耗・亀裂・損傷 ※溝の深さ															
前部(車両の周り)	制動灯・尾灯・番号灯・後退灯・方向指示器・非常点滅灯の点灯又は点滅具合・汚れ・損傷 レンズ・反射器の変色															
②	◎エア・タンクの凝水															
後部(車両の周り)	スペア・タイヤ・工具の完備、停止表示板の携行、チャート紙															
③	車検証・保険証・点検整備記録簿・非常信号用具の備付															
その他	◎印の点検箇所はエア・ブレーキが装着されている場合に点検して下さい。															
④																

©禁複製 興翰洋文研社 〇三三六六〇一九

(注) ※印の点検は、走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

(事業用貨物車)

◎印の点検箇所はエア・ブレーキが装着されている場合に点検して下さい。

おことわり；この点検表は自主点検項目が加味されております。

商品コード：296